
1. 令和7年度当初予算案等について

(1) 今回の予算案は、あたたかい京都づくりの発進、加速化、そして実感とステップを踏んだ、西脇府政2期目の総仕上げの予算となっており、福祉医療制度の充実や発達障害診療の再構築、京都版CDCの設置推進に加え、災害対策の強化など、喫緊の課題に対応する内容となっており、高く評価する。 (評 価)

(2) 令和6年度2月補正予算案について、着実に執行するよう要望する。 (要 望)

2. 今後の行財政運営について

質問要旨

今後の行財政運営に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 国と地方の税源配分の変更が実現せず、社会保障関係経費等の増大や災害対策の強化、デフレ脱却のための賃上げ構造の改革などの多様化する課題に対応するため、地方は慢性的な収支不足にあり、本府においても行財政運営方針で令和10年度に200億円の収支不足を見込んでいるが、昨年の国の税収が過去最高となる中、本府の自主財源の根幹である法人事業税、個人住民税等の府税収入の今後の見通しはどうか。

(2) 本府においては、増加傾向にある実質公債費比率も注視しながらの財政運営が必要となる中、厳しい財政状況にある他の自治体においては、本来手を付けるべきではない起債償還のための基金を取り崩して事業の財源に充てる団体もあるが、本府の今後の府債管理と府債発行についての考えはどうか。

(3) 新たな財源確保としての新税の創設は、よほどの理解と社会的背景がなければ簡単ではないと考える中、京都市では宿泊税の引上げ方針を固めているが、本府は、ふるさと納税の活用やクラウドファンディングの導入、府有資産の効果的活用など、今後の自主財源の確保をどのように展開していくのか。

答弁

山口議員の御質問にお答えいたします。

山口議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして、今回の予算案に対しまして高い評価をいただき、厚く御礼を申し上げます。

税収の今後の見通しについてでございます。

近年の府税収入についてでございますが、コロナ禍の影響もあり、令和2年度に一旦大きく落ち込んだものの、その後は景気の回復基調が持続しており、令和3年度からは、3年連続で増収とな

るなど、景気の回復に伴い税収は順調に増加しているものと考えております。

また、足下の府内の景気は、緩やかに回復しているとされており、こうした状況も踏まえまして、令和7年度の府税収入につきましても、前年度当初比で130億円増の2,970億円を見込んでいます。

一方で、長引く物価の高騰に加えまして、日本銀行による政策金利の引上げの影響、米国の関税政策や為替の動向など、税収を大きく左右する事象も多く、その先行きは不透明な状況でございます。こうした状況を注視しつつ、引き続き、企業立地や雇用の促進などによる税源の涵養、納期内納付の促進、京都地方税機構との連携による徴収率の向上などにより、税収確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の府債管理についてでございます。

京都府では、これまでから国の財政指標にも留意しつつ、京都縦貫自動車道の延伸や防災・減災に向けた河川改修、奈良線の複線化といった社会基盤整備に取り組んできたところでございます。整備にあたりましては、国庫支出金を最大限に活用することにあわせまして交付税措置率の高い有利な起債を活用することで、府民の安心・安全の確保や府域の均衡ある発展に向けた投資を行ってまいりました。

令和5年度決算における、実質公債費比率は16.8%となりましたが、行財政運営方針に基づき、将来の地方債償還に大きな影響を与えないよう投資的経費をトータルで平準化する、また、将来の償還に備えるため府債管理基金に必要額の積み立てを行うなど、府債の適正管理に努めているところでございます。

引き続き、将来世代の過度な負担とならないよう、投資と負担のバランスを図りつつ、府債の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、自主財源の確保についてでございます。

現在、京都府総合計画に基づき、「あたたかい京都づくり」の実現に向けた取組を進めているところでございますが、それらの取組を着実に進めるためには、あらゆる方策を尽くして自主財源を確保していく必要があると考えております。

このため、行財政運営方針に基づき、個人や企業からのふるさと納税の更なる活用や、クラウドファンディングによる財源の確保、府有資産の戦略的・効果的な利活用、社会経済情勢の変化などを踏まえた使用料・手数料の見直しなどに取り組んでいるところでございます。

議員から御指摘のありました宿泊税につきましても、京都府内には、観光客で混雑している地域もあれば、観光客の誘客を強化したいという地域もあるなど、様々な地域があることや、他の自治体の導入事例なども踏まえまして、今後、慎重に検討していくべき課題だと考えております。

今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、引き続き自主財源の確保に取り組み、持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

3. 地方創生 2.0 について

質問要旨

地方創生 2.0 に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 政府は昨年10月に「地方こそ成長の主演」として地方創生2.0を打ち出し、日本の活力を取り戻す経済対策と位置付けているが、その観点と展開される施策の方向性について、本府と各市町村との連携や本府が果たすべき役割等をどのように認識しているのか。

(2) 地域未来投資促進法では、市町村及び都道府県が策定した「基本計画」に基づき事業者が策定する「地域経済牽引事業計画」を知事が承認し、地域の成長発展に資する事業を推進することとしているが、その実績等についてどのように評価しているのか。

(3) 地方創生2.0を推進する上で、最も重要な論点は各地域が成長戦略を描き、実行していけるかであると考えている中、これまで本府は、海・森・お茶の京都の地域性を生かした取組に加え、子育て環境日本一の推進や女性活躍の推進等の時代性を背景とした取組を展開してきたが、西脇府政2期目の総仕上げとなる本年における、地方創生を成功させるための新たな切り口の取組方針についてはどうか。

答弁

次に、地方創生2.0についてでございます。

国が令和6年12月に決定した「地方創生2.0の基本的な考え方」には、10年前に地方創生の取組が開始されたものの、人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至らず、人口減少がもたらす影響や課題に対する認識が十分に浸透しなかったことなどの反省を踏まえ、「人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じること」が盛り込まれました。

私は、知事就任時から、我が国が抱える最大の構造的課題は人口減少だと言ってきており、この間、この課題に対して国がリーダーシップを発揮し、速やかに取組を進めるよう強く求めてきたことが、今回、認められたのではないかと感じております。

新たな地方創生に向けた、市町村との連携や京都府が果たすべき役割の認識についてでございますが、「地方創生2.0の基本的な考え方」においては、「地方の役割」として、『産官学金労言』からなる地域のステークホルダーが知恵を出し合い、自主的・主体的に取り組む」とこととされております。

こうした考え方につきましては、京都府では、これまでから、地域創生の取組を進める上で、府内市町村はもとより、企業や大学、研究機関など、地域のあらゆる関係者と連携・協働しながら取り組んできており、今後とも、オール京都の力の結集が必要であると考えております。

次に、地域経済牽引事業計画についてでございます。

地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす事業として、京都府が承認した本計画は、府内15市町で53件に上ります。

それぞれの事業者が地域の強みを活かした取組を実施しており、地域内の取引の拡大や新たな雇用の創出を通じて、地域創生の推進に大きく寄与しているものと認識をしております。

二期目の総仕上げとなる本年において、府民の皆様にあたたかい京都づくりを実感していただくため、東京一極集中が加速する中での、子育て世代に選ばれる地域づくり、国際競争が激しさを増す中での、京都経済の競争力の確保、文化庁の移転を受けたこの京都から、長い歴史に育まれた文化の発信といった、最近の時代認識を踏まえた切り口をもとに、例えば、まち全体で子どもを見守り支えるハード・ソフト一体での「子育てにやさしいまちづくり」、企業や大学、ベンチャーキャピタル等が集まり、新技術や製品を生み出すエリアの形成を目指す「(仮称)半導体バレー構想」、万博を契機に国内外の多くの方々に京都を訪れていただき、京都の各地域が持つ文化や伝統、歴史

や自然を感じていただく事業などに取り組み、地域創生を進めてまいりたいと考えております。

4. 介護の2025年問題について

質問要旨

介護の2025年問題に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 令和7年は団塊の世代が後期高齢者となり、必然的に介護サービスを必要とする人が増えるため、介護施設や介護人材の不足が懸念され、介護従事者の確保・育成が重要となるが、慢性的な人手不足は令和7年以降に一層深刻化することが予測される中、本府の介護職不足についてどのように認識しているのか。

(2) 本府は、令和6年度からの3年間で7,500人の介護福祉人材の確保を目標に取り組を進めているが、業界育成チームの活動である「福祉業界を“他産業との競争に負けない”業界とし、特に若者の参入を促進するため、業界の魅力を発信できる人材の育成及び活用に関する検討・取組」についての現在の進捗状況と具体的な取組内容はどうか。また、人材確保・定着・育成策として府外国人介護人材支援センターも設置されているが、これまでの実績と課題についてはどうか。

答弁

介護人材の確保についてでございます。

厚生労働省の調査では、令和8年度には令和4年度と比べて、京都府において新たに約3,000人の介護人材を確保する必要があるとされております。

一方、少子高齢化が進行する中、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、生産年齢人口は大きく減少すると見込まれており、介護人材の確保は厳しい状況が続くものと考えております。

このため、京都府では、令和6年度から8年度までの3年間で、新たに介護・福祉人材を7,500人確保することを目標に掲げ、福祉人材・研修センターでの就労支援や就職フェアの開催など、様々な取組を進めております。

議員ご紹介の「業界育成チーム」は、こうした取組の一つであり、若者の介護・福祉業界への参入を促進するため、若手の介護職員が中心となって、仕事の魅力ややりがい、働きやすさなどの情報を発信しているところでございます。

具体的には、学生に介護や福祉の仕事を体験いただく「ジョブチャレンジ」においては、令和5年度に約200人の学生に参加いただくなど、介護や福祉の仕事に対する理解とイメージアップにつなげているところでございます。

加えまして、学生に身近な若手職員が福祉職場の魅力を発信するイベントを開催し、福祉系学部卒ではない職員も登壇するなど、工夫しながら取組を進めているところでございます。

今後も、若者の新規参入につながるよう、若手職員ならではの発想やアイデアを取り入れながら、介護や福祉の仕事の魅力を広く発信してまいりたいと考えております。

また、外国人介護人材につきましては、介護人材の不足が深刻化する中、介護の新たな担い手として、介護・福祉事業者から大きな期待が寄せられているところでございます。

このため、京都府では、令和2年6月に京都府社会福祉協議会内に「京都府外国人介護人材支援センター」を設置し、円滑な受入れと定着・育成を支援しております。

センターの実績についてでございますが、令和5年度におきましては、外国人ご本人からの求職相談や、事業所からの受入れに関する相談など延べ948件に対応してまいりました。

また、外国人職員や指導者約100名が介護技術や日本語に関する研修などに参加されており、日本の介護現場で働く上での不安や悩みの軽減につながっているところでございます。

一方、センターで実施した調査では、小規模な法人で受入れが進んでおらず、また、日本語でのコミュニケーションや住居の確保など生活面の支援が受入れの課題となっておりますことから、市町村や外国人を支援する関係機関と連携しながら受入れが円滑に進むよう支援してまいりたいと考えております。

これからも、若者や外国人をはじめ、幅広い担い手の介護業界への参入や定着を支援することで、府民の皆様が安心して介護サービスを利用できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

5. フレイル対策の推進について

質問要旨

フレイル対策の推進に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 介護予防の一環として、フレイル対策の一層の強化が求められる中、京都府高齢者健康福祉計画に基づくフレイル予防のための各自治体と医師会、民間団体等との連携強化や推進体制の構築についての進捗状況と課題はどうか。

(2) フレイル対策の重要な観点は早期発見であり、病院でのフレイル検診結果に基づく適切な運動習慣や食事改善により、健康な状態に戻る可能性は高いとされている。長野県松本市では、市内のかかりつけ医院において、フレイルサポート医の研修を受けた医師がフレイルチェックや個別指導を行っており、本府においても、フレイルについて知見の高い医師の養成は重要と考えるが、フレイルサポート医研修の充実強化についての考えはどうか。

(3) 府立医科大学では、高齢者のDNAをもとにした長寿の遺伝情報の研究等も行っていることから、その知見を活かしてフレイルについての情報発信や各地域病院との連携などの役割を果たすべきと考えるがどうか。

答弁

次に、フレイル対策の推進についてでございます。

フレイルは健康な状態と介護が必要な状態の間で、加齢に伴う活動量の低下が主な原因であり、適度な運動、栄養バランスの取れた食事や口腔機能の向上など、適切な取組を実践することで、元の健康な状態に戻ることができるとされております。

今後、高齢者のみの世帯や高齢単身世帯が増えていく中、支援や介護を必要とする高齢者が大きく増加することが見込まれており、要介護状態になることを防ぎ、健康寿命の延伸につながるフレイル対策は喫緊の課題であると認識しております。

京都府では、昨年3月に策定いたしました京都府高齢者健康福祉計画におきまして、「介護予防・生活支援等の充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり」を重点課題の一つに掲げ、介護予防・フレイル対策を進めることとし、医師会など関係団体や、市町村とともに設立した京都地域包括ケア推進機構において、介護予防の推進に一丸となって取り組んでおります。

具体的には、運動習慣や栄養・食生活の改善、口腔ケアを組み合わせた「介護予防総合プログラム」を開発し、説明会や研修の機会、アドバイザーの派遣などを通じて府内市町村への普及を進めてきたところであり、各市町村におきましては、地域の高齢者の状況を踏まえ、独自のフレイル対策に取り組まれているところでございます。

フレイルは加齢に伴い発生し、本人が気づかないうちに状態の悪化につながる人が多いことから、市町村と連携し、フレイルの特徴について、更なる周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、フレイルサポート医についてでございます。

高齢者はフレイルになりやすい傾向があることに加えまして、中には慢性疾患を抱えるなど、高齢者一人ひとりの状況が異なりますことから、医師をはじめとする医療専門職による多面的な介入は重要だと考えております。

これまで、京都府では、介護予防事業に従事いただく歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士などの養成を行うほか、医師会では、かかりつけ医機能の強化を図る中で、フレイルの理解や対応力の向上について取り組んでおられるところでございます。

今後、これらの取組を踏まえまして、フレイルの早期発見、早期介入に向けた支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

また、府立医科大学におきましては、京丹後市と共同で、丹後地域の健康長寿の秘訣を探る「京丹後長寿コホート研究」に取り組んでおられます。

同研究におきまして、例えば、食習慣がフレイル予防に関係しており、豆類などの植物性タンパク質と食物繊維の摂取量増加がフレイルリスク低下に関連しており、特に男性は同リスクの有意な低下が認められるなどの成果があったところでございます。

こうした研究成果を「京丹後長寿研究報告会」で地域住民に発表し、健康意識の向上につなげるなど、府民への情報発信に取り組まれました。

また、京丹後市立弥栄病院と連携して共同研究講座「長寿・地域疫学講座」を開設し、長寿者の健康・長寿要因の解明とフレイル対策への活用に取り組まれました。

今後、大阪・関西万博に合わせまして、本年6月に開催予定の「世界長寿サミット」に府立医科大学が参画し、健康長寿やフレイル対策をテーマとした国際会議や市民講座などを行われる予定であり、京都府といたしましても、府立医科大学と連携し、府民の健康寿命を延ばすためのフレイル対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、高齢者が住み慣れた地域で、健康に暮らし続けられるよう、市町村、大学、医師会など関係団体と連携し、高齢者のフレイル対策を充実してまいりたいと考えております。

6. 子どもを性暴力から守る取組について

質問要旨

子どもを性暴力から守る取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 昨年6月に、いわゆる子ども性暴力防止法が成立し、学校だけでなく民間の事業者も含め、広く教員や保育等の従事者による性暴力を防止することが義務付けられたが、これまでの被害者への支援についての実績はどうか。

(2) 被害者を徹底的に支援することは極めて重要であるが、繰り返される性犯罪をなくすためには、重い刑罰を科す以上に、社会が加害者と向き合い治療を施すことも効果的とされており、他府県では子どもへの性犯罪者のうち出所後5年以内の人を対象に心理師等によるカウンセリングを実施し、社会復帰を支援していると聞く中、本府として被害者及び加害者への対策強化にどのように取り組むのか。

答弁

次に、子どもを性暴力から守る取組についてでございます。

京都府におきましては、平成27年8月に、京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都SARA」を開設し、行政、医療機関、警察、弁護士会などが連携して、性暴力の被害を受けられた方に対して、医療的支援、心理的支援、法的支援などの総合的な支援を行ってきたところでございます。

加えまして、性暴力の被害を受けられた方が医療機関などを受診する際に、同行支援するほか、治療に要する費用を公費負担とし、経済的な負担の軽減にも取り組んでおります。

「京都SARA」における支援実績につきましては、年々増加傾向にあり、性暴力の被害に関する電話相談は、令和5年度には延べ1,478件、実人数が379人、そのうち約2割が10代以下となっており、年間70人前後の若者を支援しているところでございます。

相談に来られた被害者に対しましては、「京都SARA」の相談支援員が医療機関での妊娠検査に立ち合うとともに、被害届の提出にあたっては、警察や弁護士相談に同行するなどの支援にも取り組んでおります。

特に、子どもが性暴力の被害を受けた場合には、両親や身近な人に被害を伝えることができないケースもございまして、「京都SARA」では、匿名による相談も取り入れ、相談者の悩みや不安に寄り添い、信頼関係を構築した上で、相談支援員から保護者に対して状況を説明するなど、きめ細かな支援を行っております。

また、学校内での被害により、子どもが学校に行けなくなる場合や、子どもへの向き合い方に不安を抱える保護者からの相談を受ける場合などにつきましては、教育機関と連携しながら、個々のケースに応じた寄り添い支援に取り組んでいるところでございます。

次に、加害者への対策といたしましては、京都府では、昨年3月に改訂した「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」におきまして、再犯防止を計画の柱のひとつに位置づけ、性犯罪を含めた様々な再犯防止に関する施策の充実を図っているところでございます。

今年度は、新たに再犯防止ネットワーク強化プロジェクトを開始し、市町村とも連携し、国や京都府警察をはじめ、民間の福祉団体にも参加をいただき、地域ごとに再犯防止ネットワーク会議を開催し、地域における連携体制の構築に努め、加害者に対する再犯防止対策に取り組んでおります。

今後とも、被害を受けた子どもに寄り添った支援と併せまして、性犯罪をはじめとする様々な加害者の更生と再犯防止に向けた対策強化に努めてまいりたいと考えております。